

## 市第 17 号議案 横浜市生活自立支援施設条例の一部改正について

### 1 提案理由

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 44 号）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同年 10 月 1 日以降順次施行されることとなりました。このうち、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）の一部改正に伴い、横浜市生活自立支援施設条例の一部を改正します。

### 2 条例の一部改正の概要

生活困窮者自立支援法の改正において、一部条項の新設に伴う条項ずれの修正が行われたことに伴い、当該改正箇所を引用している横浜市生活自立支援施設条例の条項ずれを措置します。

また、今回の法改正は順次施行され、その都度、条項ずれの措置が必要となることから、それに対応した条例の一部改正を行います。

### 3 条例の施行予定日及び改正箇所

(1) 【平成 30 年 10 月 1 日】第 1 条中「第 2 条第 5 項」を「第 3 条第 6 項」に改める。

(2) 【平成 31 年 4 月 1 日】第 1 条中「第 3 条第 6 項」を「第 3 条第 6 項第 1 号」に改める。

#### 横浜市生活自立支援施設条例（平成 15 年 2 月 25 日条例第 1 号）新旧対照表

現行	平成 30 年 10 月 1 日改正	平成 31 年 4 月 1 日改正
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 5 項に規定する一定の住居を持たない生活困窮者（以下「対象生活困窮者」という。）に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を支援するため、横浜市生活自立支援施設はまかぜ（以下「自立支援施設」という。）を横浜市中区に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）<u>第 3 条第 6 項</u>に規定する一定の住居を持たない生活困窮者（以下「対象生活困窮者」という。）に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を支援するため、横浜市生活自立支援施設はまかぜ（以下「自立支援施設」という。）を横浜市中区に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）<u>第 3 条第 6 項第 1 号</u>に規定する一定の住居を持たない生活困窮者（以下「対象生活困窮者」という。）に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を支援するため、横浜市生活自立支援施設はまかぜ（以下「自立支援施設」という。）を横浜市中区に設置する。</p>